

第1章 米国

第1章 米国

第1章 米国	3
1. スポーツ団体の監督体制	3
(1) スポーツを所管する行政機関	3
(2) 競技統括団体	7
(3) 競技統括団体に対する政府の支援	8
2. 競技統括団体の認定スキームとガバナンス強化の仕組み	12
(1) 概要	12
(2) 仕組みの詳細	13
(3) 仕組みの効果	23
3. 参考文献	27

第1章 米国¹

1. スポーツ団体の監督体制

(1) スポーツを所管する行政機関

米国においてスポーツを所管する行政機関は、USOC (United States Olympic Committee ; 米国オリンピック委員会) である。

USOC は連邦の中央行政機関の下部組織ではない。USOC の設置根拠と諸権限は、合衆国連邦法典第 2205 篇に規定されている²。同法はテッド・スティーブンスオリンピック及びアマチュアスポーツ法 (Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act) と呼ばれ、当初 1978 年にアマチュアスポーツ法 (The Amateur Sports Act) として制定されたもので、1998 年の改正時に現行の法律名となり、合衆国法典に編纂された。

同法は USOC について、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン競技大会³に関わる NGB (National Governing Bodies ; 競技統括団体) の認定、監督を行う組織と定め (第 220503 項)、USOC にオリンピックおよびオリンピックに関する用語やシンボルの排他的使用を認めている (第 220506 項)。また、同法は USOC を「連邦法に規定された組織 (federally chartered corporation)」と規定し、(第 220502 項)、4 年に一度大統領と上院議会に対して報告することを義務づけている (第 220511 項)。

2009 年 6 月、オバマ大統領はホワイトハウス・オフィスに「オリンピック、パラリンピック及び青年スポーツ局 (The White House Office of Olympic, Paralympic and Youth Sport) を設置し⁴、同局は USOC と協働して米国のアマチュアスポーツの振興を図るとしている⁵。

USOC はコロラド州コロラドスプリングス市に本部とオリンピック訓練センターを置き、ワシントン D.C.には連邦政府との連絡事務所がある。訓練センターはカリフォルニア

¹ 本章において米国の通貨を表す場合は、金額の後にドル又は US\$ と表記する。参考までに、2011 年における対円年平均換算レートは、1 ドル = 82.93 円である。

算出根拠 : The U.S. Internal Revenue Service, Yearly Average Currency Exchange Rates
<http://www.irs.gov/businesses/small/international/article/0,,id=206089,00.html>

² Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act Chapter 2205—United States Olympic Committee
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/37887/TedStevens.pdf

³ パンアメリカン競技大会 (Pan American Games) とは、夏期オリンピックの前年に開催される、米州ではオリンピックに次ぐ大規模な国際大会である。南北アメリカ大陸の 41 か国から各競技の代表が参加して行われ、開催地はパンアメリカンスポーツ機構 (PASO : Pan American Sports Organization) の委員会が北アメリカ各国の候補都市のなかから開催 6 年前迄に選定する。2011 年 10 月の第 16 回大会はメキシコのグアダハラハラで開催された。2015 年に予定されている第 17 回大会の開催地はカナダのトロントに決定している。Team USA Media Guide- 2011 Pan American Games
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename1/50347/2011_US_PAG_Media_Guide.pdf

⁴ ホワイトハウス・オフィスは日本の内閣官房に相当する組織。ホワイトハウス事務局とも呼ばれ、大統領の命により主要政策課題に関する局がまれに設置されることがある。参考 : 廣瀬淳子 (2007) 「アメリカの大統領行政と大統領補佐官」国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2007.5
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200705_676/067603.pdf

⁵ USOC (2009) “USOC Reacts to new white house office of Olympic, Paralympic and Youth Sports”
<http://www.teamusa.org/news/2009/06/16/usoc-reacts-to-new-white-house-office-of-olympic-paralympic-youth-sports/13551>

州チュラビスタ、ニューヨーク州レイクプラシッド市にも設置されている。また USOC はエリート選手の養成機関として北ミシガン大学内に連邦オリンピック教育センターを設置している⁶。

USOC は中央スポーツ組織にも関係している。米国における中央スポーツ組織は MSO (Multi-Sport Organization) と呼ばれ、全米に 34 の MSO が存在する⁷。米国の MSO は地域コミュニティーを拠点とし、障害者スポーツ、軍関係スポーツ、教育関係、国内競技大会主催者など全米各地で草の根のスポーツ活動を展開する組織であり、USOC の附属定款に要件が定義されている。NCAA (全米大学体育協会) も MSO とされている。

NGB が USOC から認定を受けて補助金等の財政支援の対象となっているなど USOC の管理下にあるのに対し、MSO は USOC の認定の対象でも財政支援の対象でもなく互いに対等な協力関係にあり、米国のオリンピック会議の委員に就任する MSO 代表ポストの選挙にあたっては USOC が調整役となっている⁸。

USOC の業務執行にかかる意思決定機関は取締役会 (The Board) である。取締役会は 16 名以内の取締役会 (board of directors) で構成することが定款 (Bylaws) に規定されている。16 名の取締役のうち 6 名は組織外の人物でなければならず、うち 3 名は NGB と PSO の側面支援組織である NGB カウンシル (NGB Council) ⁹から、うち 3 名はアスリート支援カウンシル (AAC : Athletes' Advisory Council) から役員会が選任する。また、IOC (国際オリンピック委員会) の米国委員長および委員 2 名の合計 3 名は、議決権を持たない役員として取締役会に加わる¹⁰。

現在の取締役会議長 (Chair) は、米国ゲームソフト業界最大手のエレクトロニック・アーツ社元 CEO であるラリー・プロブスト (Larry Probst) 氏で、IOC 国際関係委員会委員にも就任している。取締役会は具体的な業務執行は行わず、業務執行に携わる執行役員 (Executive Team) の監督を行う。また、執行役員のトップである CEO を務めているのは、IOC マーケティング委員会委員を兼ねるスコット・ブラックマン (Scott Blackmun) 氏である¹¹。

⁶ USOC - U.S. Olympic Education Center at Northern Michigan University

<http://www.teamusa.org/about-usoc/u-s-olympic-education-center-at-northern-michigan-university>

⁷ USOC (2011) "MSO Factsheet 2011"

http://s3.assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/43518/MSO_2011_Fact_Sheet.pdf?1306345708%20

USOC Multi-Sport Organizations <http://www.teamusa.org/resources/multi-sport-organizations>

⁸ USOC - MSO Chair Position Open For Nominations

<http://www.teamusa.org/resources/multi-sport-organizations>

⁹ USOC (2005) "USOC National Governing Bodies' Council Bylaws"

http://assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/14972/NGBC_Bylaws.pdf

¹⁰ USOC (2011) "USOC Bylaws, Effective as of September 24, 2011"

http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename1/50638/2011_Bylaws_Approved_9.24.11.pdf

¹¹ USOC Leadership <http://www.teamusa.org/about-usoc/usoc-general-information/leadership>

USOCは4年毎に開催されるオリンピック大会に財務サイクルを合わせており、オリンピック開催の前年末は過去1年間と過去4年間の収支を、通常決算時には過去1年間と過去2年間合計の収支の双方を公表している。

図表-1-1 USOCの収支状況(2008年~2010年)¹²

(単位:千ドル)

	2005年 1月~ 2008年 12月 (4年間)	2008年 1~12月 (単年)	2009年 1~12月 (単年)	2010年 1~12月 (単年)
寄付金 (Contributions)	113,236	37,786	38,485	49,322
放送権収入等 (Broadcast rights and related interest income)	206,574	122,543	2,187	104,961
商標権収入 (USOC marks rights income)	318,624	82,671	58,852	66,476
ロイヤルティー収入 (Licensing royalty income)	27,056	13,073	2,578	5,352
投資差益・差損 (Investment income or loss)	1,310	▲67,048	40,184	21,008
その他	23,707	12,678	10,836	15,866
寄付金および収入計 (Total support and revenue)	690,507	201,703	153,122	262,985
メンバーサポート (Member support)	236,765	71,488	60,874	69,315
パラリンピック関係 (U.S. Paralympics)	30,534	11,598	12,428	16,358
オリンピック訓練センター (Olympic training centers)	96,542	25,269	20,855	22,713
国内イベント (National events)	9,051	3,429	2,739	289
国際競技 (International competition)	36,327	17,223	2,322	17,879
スポーツ科学 (Sports science)	20,235	7,029	2,300	1,236
薬物管理 (Drug control)	17,636	6,331	4,018	3,598
広報 (Public relations)	11,902	4,571	2,210	2,687
スポーツ薬学 (Sports medicine)	9,951	2,578	2,154	2,082
教育・文書サービス (Education and archival services)	1,211	341	1,184	1,380
国際関係 (International relations)	9,823	3,962	3,865	2,302
運営委員会 (Program committees)	364	69	109	119
コーチングプログラム (Coaching programs)	1,480	394	359	362
放送 (Broadcasting)	10,356	4,995	3,998	3,316
その他 (Other)	13,801	5,943	362	462
メンバーサービス (Member services)	238,679	82,134	46,475	58,425
資金調達費用 (Fundraising)	83,339	31,970	29,386	19,820
販売・営業費用 (Sales and marketing)	48,514	18,449	8,429	14,035
一般管理費用 (General and administrative)	61,398	16,649	15,019	14,322
支出計 (Total expenses)	699,229	232,288	172,611	192,275
純資産増減 (Changes in net assets)	▲8,722	▲30,585	▲19,489	+70,710
期中の会計方法変更による純資産増減 (Cumulative effect of accounting change)	▲1,122	-	-	-
期首純資産額 (Net assets, beginning of period)	319,779	340,520	309,935	290,446
期末純資産額 (Net assets, end of period)	309,935	309,935	290,446	361,156

2008年から2010年迄の収支状況からわかることは、USOCが連邦政府からの財政支援に頼らず、寄付金と事業収益による収入でNGBや選手に対する助成等の「メンバーサポート」にかかる費用支出を賄い、自主独立した財源運用を行っているということである。USOCはIRS(内国歳入庁)が認定するパブリック・チャリティ(非営利団体)であり、USOCに対する寄付金は免税措置の対象となっている。

¹² USOC - Financial Information <http://www.teamusa.org/about-usoc/financial-information>
USOC - Governance Documents <http://www.teamusa.org/legal/governance-documents>

第1章 米国

2008年は北京オリンピック大会の開催年であり、2010年はバンクーバー冬期オリンピックの開催年であったため、放送権収入が大幅に増えている。支出のうち「会員への助成」がNGBおよび選手への財政支援である。

2008年はリーマンショックが発生した年でもあり、2009年には投資額219百万ドルの評価額が165百万ドルまで下落したため、評価損を67百万ドル見込んで計上することを余儀なくされたが、2010年12月末の純資産額はリーマンショック前の水準に持ち直している。

各年の年報に掲載された「メンバーサポート」には、上記の表中の「メンバーサポート」と「パラリンピック関係」を合わせた内訳が記載されている。ここでのメンバーとは、USOCに認定されたNGBと、PSO (Paralympic Sports Organization ; パラリンピックスポーツ団体) のことを指す。2008年、2009年、2010年の各年における年報に掲載されている「メンバーサポート」に記載された情報を一表にまとめると、図表-1-2 ようになる。なお、USOCの支援のなかには「その他」に含まれるものもあるため、合計額は図表-1-1と一致しない。

図表-1-2 USOCの「メンバーサポート」支出内訳

(単位：千ドル)

	2008年 1～12月	2009年 1～12月	2010年 1～12月
NGBおよび障害者スポーツ団体向け補助金 (NGB and disabled sport organization grants)	46,939	39,356	50,327
アスリート向け補助金 (Athlete grants)	18,314	12,569	12,776
強化指定選手の保険料 約1,100名分 (Elite athlete health insurance)	2,777	3,732	4,189
バリュー・イン・カインド補助金 (Value-in-kind grants)	2,568	1,584	4,454
補助金 (Grants)	70,598	57,241	71,746
付加的メンバーサポートおよび米国パラリンピックプログラム支出 (Additional member support and U.S. Paralympic program expenses)	12,488	16,061	13,638
メンバーサポートおよびパラリンピック関係支出合計 (Total member support and U.S. Paralympics)	83,086	73,302	85,384

(2) 競技統括団体

米国の競技統括団体は NGB (National Governing Body) と呼ばれ、基本的にオリンピック大会およびパンアメリカン競技大会に米国代表として参加する団体のことを指し、夏期競技 NGB が 37 団体と冬期競技 NGB が 8 団体の合計 45 団体が USOC (米国オリンピック委員会) から認定 (recognition) を受けている¹³。

図表-1-3 米国の競技統括団体 (NGB) 45 団体

競技名 ABC 順	NGB (夏期)
アーチェリー	USA Archery
バドミントン	US Badminton Association
野球	USA Baseball
バスケットボール	USA Basketball
ボウリング	United States Bowling Congress
ボクシング	USA Boxing Federation
カヌー&カヤック	USA Canoe & Kayak Team
自転車	USA Cycling
飛び込み	USA Diving
馬術	US Equestrian Federation
フェンシング	US Fencing Association
陸上ホッケー	USA Field Hockey Association
体操	USA Gymnastics
ハンドボール	USA Team Handball
柔道	US Judo Inc.
空手	US National Karate Do Federation
近代五種	USA Pentathlon Inc.
ラケットボール	US Racquetball Association
ローラースポーツ	USA Roller Sports
ボート	US Rowing Association
ヨット	US Sailing Association
射撃	USA Shooting
サッカー	US Soccer Federation
ソフトボール	Amateur Softball Association
スカッシュ	US Squash Racquets Association
水泳	USA Swimming

競技名 ABC 順	NGB (夏期)
シンクロナイズドスイミング	USA Synchronized Swimming
卓球	USA Table Tennis
テコンドー	USA Taekwondo
テニス	US Tennis Association (USTA)
陸上	USA Track & Field
トライアスロン	USA Triathlon
バレーボール	USA Volleyball Association
水球	USA Water Polo
ウォータースキー	USA Water Ski
重量挙げ	USA Weightlifting
レスリング	USA Wrestling
NGB (夏期競技) 合計 37 団体	

競技名 ABC 順	NGB (冬期)
バイアスロン	US Biathlon Association
フィギュアスケート	US Figure Skating Association
スキー&スノーボード	US Ski & Snowboard Association
スピードスケート	US Speedskating Association
ボブスレー&スケルトン	Bobsled & Skeleton Fed.
カーリング	USA Curling Association
ホッケー	USA Hockey
リュージュ	US Luge Association
NGB (冬期競技) 合計 8 団体	

NGB (夏期競技・冬期競技) 合計 45 団体	
--------------------------	--

45 団体のうち 41 団体はオリンピック大会やパンアメリカン大会などの国際大会に関わるものであるが、オリンピック出場競技ではないボウリング、空手、ローラースポーツ、ウォータースキーのように、米国市民の草の根スポーツとして広く親しまれている競技も USOC より NGB の認定を受けている。

また、IRS (内国歳入庁) に非営利団体として登録されることが NGB 認定要件のなかにあり、Form 990 と呼ばれる書式による年次報告書の過去 3 期分が各 NGB のウェブサイトから確認できるようになっている。

¹³ USOC - TeamUSA Olympics & Pan American Sports
<http://www.teamusa.org/olympic-sports/summer>

第1章 米国

(3) 競技統括団体に対する政府の支援

図表-1-4 USOCのNGBに対する補助金交付額の推移(2008~2010年)¹⁴

(単位:ドル)

競技名	NGB 競技統括団体	2008	北京 オリンピック			2009	2010
			金	銀	銅		
陸上	USA Track & Field (USATF)	3,233,464	7	9	7	61,067	4,401,508
スキー&スノーボード	US Ski & Snowboard Association	4,065,938	0	0	0	4,863,106	3,876,993
スピードスケート	US Speed Skating Association	2,044,875	0	0	0	3,002,268	2,630,432
水泳	USA Swimming	3,444,028	12	9	10	2,346,508	2,384,979
ボブスレー&スケルトン	Bobsled & Skeleton Fed.	1,280,037	0	0	0	2,056,600	1,717,913
体操	USA Gymnastics	2,402,842	2	6	2	1,476,947	1,619,359
ホッケー	USA Hockey	1,634,910	0	0	0	1,646,499	1,471,997
レスリング	USA Wrestling	1,623,161	1	0	2	1,364,080	1,409,103
ボート	US Rowing Association	1,356,956	1	1	1	1,212,044	1,286,496
馬術	US Equestrian Federation	1,365,479	1	1	1	1,118,537	1,200,703
バレーボール	USA Volleyball Association	1,478,298	3	1	0	1,180,459	1,182,344
射撃	USA Shooting	983,801	2	2	2	1,125,803	1,132,430
ヨット	US Sailing Association	1,101,650	1	1	0	985,215	1,076,937
自転車	USA Cycling	1,247,398	1	1	3	944,282	1,068,617
フィギュアスケート	US Figure Skating Association	1,021,808	0	0	0	431,101	1,023,025
飛び込み	USA Diving	1,433,031	0	0	0	983,146	971,049
水球	USA Water Polo	823,157	0	2	0	815,765	942,086
バイアスロン	US Biathlon Association	608,529	0	0	0	1,032,995	922,527
フェンシング	US Fencing Association	798,306	1	3	2	789,687	838,998
陸上ホッケー	USA Field Hockey Association	698,448	0	0	0	720,733	819,017
リュージュ	US Luge Association	774,947	0	0	0	704,225	806,027
バスケットボール	USA Basketball	889,016	2	0	0	670,850	800,916
カヌー&カヤック	USA Canoe & Kayak Team	920,382	0	0	0	595,179	728,254
カーリング	USA Curling Association	601,375	0	0	0	856,894	703,585
アーチェリー	USA Archery	627,047	0	0	0	503,327	608,447
テコンドー	USA Taekwondo	640,058	0	1	2	342,599	608,007
サッカー	US Soccer Federation	1,164,690	1	0	0	607,252	599,702
柔道	US Judo Inc.	697,860	0	0	1	601,218	592,096
トライアスロン	USA Triathlon	739,896	0	0	0	520,800	547,407
シンクロナイズドスイミング	USA Synchronized Swimming	788,243	0	0	0	493,514	487,444
ボクシング	USA Boxing Federation	1,013,599	0	0	1	853,354	482,009
ハンドボール	USA Team Handball	0	0	0	0	238,268	335,552
近代五種	USA Pentathlon Inc.	0	0	0	0	283,211	325,669
重量挙げ	USA Weightlifting	404,273	0	0	0	329,216	309,837
バドミントン	US Badminton Association	177,409	0	0	0	226,100	276,028
卓球	USA Table Tennis	133,576	0	0	0	148,515	146,350
ソフトボール	Amateur Softball Association(ASA)	0	0	1	0	255,086	75,665
ローラースポーツ	USA Roller Sports	124,685	0	0	0	67,930	68,097
テニス	US Tennis Association (USTA)	130,243	1	0	1	45,000	30,000
空手	US National Karate Do Federation	55,950	0	0	0	43,214	19,256
ラケットボール	US Racquetball Association	19,211	0	0	0	18,798	18,000
ウォータースキー	USA Water Ski	17,410	0	0	0	9,300	18,000
野球	USA Baseball	123,708	-	-	1	0	0
ボウリング	United States Bowling Congress(USBC)	0	0	0	0	0	0
スカッシュ	US Squash Racquets Association	43,200	0	0	0	18,800	0
NGB 45 団体計		42,732,894	36	38	36	36,589,492	40,562,861

¹⁴ USOC が内国歳入庁宛過去3年間に提出した税務申告書類の該当部分から NGB に対する補助金交付額を拾い出して2010年補助金交付額の多い順に並べ替え、IOC(国際オリンピック委員会)による北京オリンピック大会のメダル結果を合わせたもの
 USOC - Form 990 Tax Disclosures <http://www.teamusa.org/about-usoc/financial-information>
 IOC <http://www.olympic.org/>

USOC の NGB に対する補助金交付額は、国際競技での期待度に対するメダル獲得実績が密接に関係していると言われている。しかしながら資金力が大きな NGB は USOC の補助金に頼らずとも十分に運営する能力があるため、受給する補助金の額も少ない。

野球の NGB である USA Baseball には、2008 年の北京オリンピック大会で米国チームが銅メダルを獲得したにもかかわらず、2009 年と 2010 年の補助金交付がされていない。USA Baseball の事業収入はメジャーリーグからの協賛金によってその多くが賄われており、2009 年が 5.5 百万ドル、2010 年が 5.7 百万ドルで、毎年黒字を計上している¹⁵。

ボウリングの NGB である USBC は、NGB45 団体のうち唯一 3 年連続で補助金が交付されていない。ボウリングはオリンピック競技ではないものの、米国市民に広く愛されている草の根スポーツの典型である。USBC の 2010 年における事業収入は 49 百万ドルで、その大半が全米 2 百万人におよぶ会員からの会費収入によって潤沢に賄われており、期末キャッシュフローは 23 百万ドルと、財政の健全さが窺える¹⁶。

ソフトボールの NGB である ASA の交付額も、北京オリンピック大会で米国チームが銀メダルを獲得した 2008 年がゼロで、それ以降も小額である。ASA もまた、補助金に頼らずとも十分な資金力を持っており、2009 年と 2010 年における事業収入は各 9 百万ドルで、全米 25 万チームの 4 百万人におよぶ会員からの収入で財政は十分に賄えている¹⁷。

テニスの NGB である USTA は、2008 年の北京オリンピック大会で金 1 個、銅 1 個を獲得した。それにも拘わらずわずかしか補助金が交付されていないのは、USTA の資金力が USOC に匹敵する規模だからである。USTA の事業収入のほとんどはテニスの US オープン主催関係収入であり、事業収入は 2009 年が 267 百万ドル、2010 年が 280 百万ドルであった¹⁸。むしろ USTA は国内のテニスプレーヤーに対し補助金を交付する側の財政支援団体であり、その支援金額は年間合計 75 百万ドルにおよぶもので、USOC が NGB45 団体に対して交付している補助金の総額よりはるかに多い。このように強い資金力を誇る USTA が USOC に毎年補助金を申請し僅かでも交付を受けているということには、冷ややかな見方もある¹⁹。

陸上の NGB である USATF (米国陸上競技連盟) に対する USOC の補助金は、2009 年に大幅に減額されている。これは、USATF のガバナンス不足に対して USOC が厳しい裁定を下したものである。2008 年 5 月、USOC が USATF に対し、役員 (board member) の数が 31 名と多すぎることを指摘して組織のガバナンスの改善を求めたが、これに USATF は強く抵抗した。同年 8 月の北京オリンピックでは男子 400 メートルリレーでバトンパス

¹⁵ USA Baseball (2010) “Financial Statements 2010”

http://www.usabaseball.com/downloads/2010/2010_combined_financials.pdf

¹⁶ United States Bowling Congress, Inc. (2010) “Financial Statements July 31, 2010 and 2009”

http://usbcongress.http.internapcdn.net/usbcongress/bowl/aboutusbc/pdfs/usbc_2009_2010_financial-statement-final.pdf

¹⁷ Form990 Tax Disclosures <http://downloads.asasoftball.com/about/pdf/tax-2010990.pdf>

¹⁸ USTA (2010) “Consolidated Financial Statements 2010 and 2009”

<http://assets.usta.com/assets/1/15/USTA121009-Association.pdf>

¹⁹ Ronald B. Woods (2011) “Social Issues in Sport” Human Kinetics Publishers; 2nd p.171

の失敗により予選敗退し、陸上競技の獲得メダル合計は 23 個（金 7 銀 9 銅 7）と、2004 年アテネオリンピックの 25 個（金 8 銀 12 銅 5）を下回る結果となった。USATF に対する世論の批判が巻き起こった際には、メディアから「USATF の役員は数ばかりが多くメダル獲得数には貢献していない」という論調で非難を浴びている。米国陸上の不振の背景には、2008 年 1 月に花形選手のマリオン・ジョーンズ（Marion Jones）がドーピング違反によって 2000 年シドニーオリンピック大会のリレー競技等で獲得した 3 個の金メダルと 2 個の銅メダル他を剥奪された際、USOC が同大会のリレーのメンバー 7 名に対してもメダルを自主返還することを求め、2008 年 4 月に IOC（国際オリンピック委員会）が 7 名のメダル剥奪処分を決定したことにより、決定的な人材不足のまま北京オリンピック大会に臨まざるを得なかったという事情があった。USATF は USOC が定めた改善期限の 2008 年 12 月ぎりぎりに役員数を 15 名まで削減することで決着を図り、2009 年 2 月には 15 名の新役員が発表された^{20 21}。

また、団体の財政が潤っている NGB ばかりではなく、USOC からの補助金が頼みの綱である団体も少なくない。例えばハンドボールの NGB である USA Team Handball の 2010 年 6 月期の収入は 95 万ドルに過ぎず、そのうち寄付金が 50 万ドル、補助金が 26 万ドルとなっている²²。USA Team Handball は 2011 年 10 月にメキシコのグラダラハラで開催されるパンアメリカン競技大会への遠征費用 10 万ドルの助成を USOC に申請したものの却下されたため、3 万ドルの赤字を代表選手が分担して負担しなければならなくなった。

この件に関し、USOC のスポークスマンであるパトリック・サンダスキー（Patrick Sandusky）氏は「USOC が交付する補助金には限界があるため、今後も各 NGB と密接に協議を重ねながら、ロンドン大会に向けたチームの喫緊のニーズと長期的な成功の双方に狙いを定めた適正な資金配分を行うこととする。我々が 40 団体を超える NGB に資金配分を行うに際しては常に厳しい判断を迫られており、判断の結果が必ずしもすべての関係者にとって納得のいくものではないものであることは承知している」と述べている²³。

²⁰ USATF (2009) “USATF announces new Board of Directors” 2009.2.18
http://www.usatf.org/news/view.aspx?DUID=USATF_2009_02_18_09_06_20
Sports Business Daily “USATF Approves Bylaws; Size Of BOD To Be Cut By More Than Half”
2008.12.4

<http://www.sportsbusinessdaily.com/Daily/Issues/2008/12/Issue-56/Olympics/USATF-Approves-Bylaws-Size-Of-BOD-To-Be-Cut-By-More-Than-Half.aspx?hl=governance&sc=0>

²¹ “USOC to USA Track and Field: Slim down, or else” 2008.6.13
<http://www.2008.nbcolympics.com/trackandfield/news/newsid=137532.html>
“As Ordered, Track Body Offers Plan to Get Trim” 2008.6.25
<http://www.nytimes.com/2008/06/25/sports/olympics/25track.html?ref=sports>
“Project 30 Pushes USATF Toward Professionalism” 2009.9
<http://runningtimes.com/Article.aspx?ArticleID=15678>

²² USA Team Handball (2010) “Financial Statements June 30, 2010”
http://assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/47186/2009-2010_USATH_Audited_Financial_Statements.pdf

²³ The Gazette “USA Team Handball in financial fight with USOC” 2011.8.30
<http://www.gazette.com/articles/fight-124178-financial-handball.html#ixzz1badHODil>

USOC の NGB に対する財政支援は実績主義に基づいており、チーム USA としてのメダル実績を考慮する方針は 2000 年代初頭からはじまっている。

USA Wrestling のエグゼクティブディレクターであり NGB カウンシルの議長を務めるリッチ・ベンダー (Rich Bender) 氏は「このような USOC の方針は周知され、我々も受入れている。USOC がすべての NGB のニーズに応えられるとは誰も考えていない」と述べている。また、USOC の CEO であるスコット・ブラックマン (Scott Blackmun) 氏は、「NGB に対する支援額の判断は NGB の団体規模とは関係なく、メダル獲得の能力その他の要因がベースとなっている」と明言している²⁴。

²⁴ Sports Business Journal “USOC funding strategy worries small NGBs” 2011.10.3
<http://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2011/10/03/Olympics/NGB-funding.aspx>

第1章 米国

2. 競技統括団体の認定スキームとガバナンス強化の仕組み

(1) 概要

USOC による NGB（競技統括団体）²⁵の認定スキームとガバナンス強化の仕組みの全容を捉えるために簡潔な整理を試みれば、以下ようになる。

図表－1-5 米国における NGB 認定スキームとガバナンス強化の仕組みの整理

1	認定手続を要する団体	NGB（競技統括団体）
2	一競技一団体に限り認定する根拠	連邦法
3	競技統括団体の認定を行う機関	USOC（米国オリンピック委員会）
4	認定手続の根拠規定	NGB のコンプライアンス手続規定
5	認定手続の前提となる法令、規定等	連邦法、および USOC 付属定款（Bylaws）
6	認定の前提を付与する他の行政機関	IRS（内国歳入庁）
7	団体の運営を外部からチェックする仕組み	なし
8	競技統括団体の法人格要件	非営利団体
9	認定の主要な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責務を計画・実行する管理運営・財務能力 ・米国仲裁協会の仲裁に服することの合意 ・ガバナンスの決定、管理における独立性 ・メンバーシップ、意志決定機関における平等性 ・理事会および委員会への選手の 20% 参画 ・代表選手認定手続の合理性・透明性
10	ガバナンスの対象概念	団体の NGB 認定要件全般
11	認定手続の際に提出を要する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の申請様式 ・定款および付属定款 ・コンプライアンス保証書 ・IRS Form990（内国歳入庁に提出する財務報告） ・外部監査済財務報告書 ・従業員、会員、理事会、役員会の行動準則 ・長期的戦略計画 ・その他必要に応じ要求される書類
12	認定の頻度、有効期間	毎年、1年間
13	ガバナンス状況のモニタリング	USOC の判断により必要に応じて調査が行われる
14	認定と政府による財政支援の関係	認定≠財政支援、ただし認定されなければ財政支援なし
15	過去における認定の保留・取消等処分例	あり
16	ガバナンス強化にかかるその他サポート	セミナー等による啓発活動

²⁵ 本項以降において連邦法または USOC 付属定款の記載内容を日本語に訳出するにあたっては、原文に “National Governing Bodies” とある場合は「競技統括団体」、「NGB(s)」 とある場合は「NGB」と表記することとする。

(2) 仕組みの詳細

USOC（米国オリンピック委員会）はNGB（競技統括団体）の認定更新手続を毎年行う際、連邦法の規定とUSOC付属定款（Bylaws）に定めた規定をNGBに保証させることでガバナンス強化を図る仕組みを構築している。

認定更新の審査にあたって、USOCはコンプライアンスレビュー（Compliance Review）と呼ばれる、NGBのコンプライアンス状況に関するチェック作業を行う²⁶。

USOCがNGBの認定更新にあたってNGBのコンプライアンス状況をチェックする権限は、連邦法およびUSOC付属定款（Bylaws）²⁷に規定されている²⁸。

1. テッド・スティーブンス オリンピック・アマチュアスポーツ法第 220521(d)項に、USOC が「競技統括団体としての組織の認定更新に関するすべての事項について見直しを行うことができ、組織が適格であるかについての検討と認定更新にあたっての条件を付すことができる」と定められている
2. USOC の付属定款第 8.7 条に、「役員会は...NGB の認定更新に関するすべての事項についてレビューを行う権限を有する...それは役員会が、組織が適格であるか、NGB の認定更新に条件を付すか... 考査のうえ認定保留とするか... または NGB の認定を取消しするか... あらゆる処置に関する通知を NGB に付すか... について、そのような適切と考え得る処置を講ずることを含むが、限定されるものではない...」と定められている。
3. USOC の付属定款第 8.20 条に、「USOC は、オリンピック大会、パンアメリカン大会、パラリンピック大会に出場する団体の保留または取消あるいは認定は、連邦法第 220521(d)項と USOC 定款第 8.1 条の規定により、役員会による決議事項に基づいて CEO の主導により実行するものとする。これらは USOC 自身または USOC が認知する第三者によるコンプライアンスレビューの実施結果に従って行われる。

しかしながら、USOC が NGB のコンプライアンスにかかる個々の状況を逐一調査し判定することは困難であることから、USOC は連邦法（テッド・スティーブンス オリンピック・アマチュアスポーツ法）と USOC の付属定款の規定に基づき、NGB に以下の要件を満たしていることを示すことを要求し、当該 NGB が要件を充足していると判断した場合に認定更新を行うこととしている。

1. NGB として認定または認定更新されるためには、当該 NGB は連邦法第 220522 項、第 220523 項、第 220524 項および第 220525 項に定めた要件と義務を充足しなければならない。
2. オリンピック大会またはパンアメリカン大会に出場権を有する NGB であるためには、当該 NGB は USOC 付属定款（Bylaws）8.7 条および第 8.8 条に定めた要件と義務を充足しなければならない。

連邦法に定めた要件とは、以下のものである²⁹。

²⁶ 名詞の **compliance** が企業・団体のコンテキストで用いられる場合は、法令または団体内外で定められた諸規則、あるいは規制当局からの要求、もしくは広く社会的規範に則り、これらを誠実公正に遵守する行為のみならず、これらを遵守するために自らの体制を整備する行為ないし状況を含む概念として理解されている。また、一般動詞の **comply** は、後に続く目的語に準拠、服務、遵守することを意味する。

²⁷ 米国では、州法に定められた会社の基本情報が記載される基本定款（**article of incorporation** 又は **charter**）が設立の際に必要なもので、会社の詳細な取り決めを記載した付属定款（**by-laws**）は会社設立後に取締役会が採択する。

²⁸ USOC “Appendix 1 - NGB Compliance Protocol of the USOC”
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/46084/NGB_Compliance_Protocol_of_the_USOC_-_Final__2_.pdf

第1章 米国

- ・第 220522 項：資格要件
- ・第 220523 項：競技統括団体の権限
- ・第 220524 項：競技統括団体の一般的な義務
- ・第 220525 項：アマチュア運動競技会への認可の付与

また、USOC 付属定款 (Bylaws) の規定とは、以下のものである³⁰。

- ・第 8.7 条：NGB および PSO (パラリンピックスポーツ団体) の会員要件
- ・第 8.8 条：選手の役員会メンバーへの参画

NGB は USOC に毎年、上記の要件を満たしていることをコンプライアンス保証書 (Compliance Certification) の様式に署名し、財務報告書とあわせて提出しなければならない。

コンプライアンス保証書の書式は、以下のように指定されている³¹。

コンプライアンス保証書

(NGB の名称) は、ここに、連邦法第 220522 項、第 220523 項、第 220524 項、第 220525 項および USOC 付属定款 8.7 条、第 8.8 条に定める下記に記した要件について、充足していることを保証 (certifies) する。

今後、NGB がこれらの要件を充足しない事象が発生した場合は、NGB は即時に USOC に報告し、この保証書がもはや無効であることを説明することを約束 (commits) する。

NGB はここに、特に以下の点について保証 (certifies) する。

1. 州および連邦によるすべての会社法または非営利団体向けの法規制に準拠 (complies) していること
2. 当該スポーツのガバナンスにおいて自律していること
3. 年度会計手続を適切に行っていること
4. 選手代表が取締役会および委員会メンバーの 20% を占めていること
5. 差別を行っていないこと
6. 公平で偏りのない苦情処理手続を適正に行っていること
7. NGB が選手の競技参加に関する仲裁が必要な場合においてアメリカ仲裁協会の指針に照らした仲裁手続を認めていること
8. 当該スポーツの長期的な戦略的計画を策定していること
9. 選手とコーチに対して好成績を得るための目標を策定・厳守し、継続的な競技成績を獲得できるよう支援を行っていること
10. オリンピック大会、パンアメリカン大会、またはパラリンピック大会、パラ・パラリンピック大会、あるいは青年オリンピック大会に参加する選手の、適切な選定、コーチング、訓練の提供を、公平で透明性のある手続によって実施していること
11. スポーツのドーピング防止に取り組むためのアンチ・ドーピング規則に準拠 (complies) していること
12. すべての拘束される義務を果たしていること

(日付)

(エグゼクティブディレクターまたは CEO の署名)

²⁹ U.S.C. Chapter 2205 United States Olympic Committee
<http://www.soccerpark.com/TedStevens.pdf>

³⁰ USOC Bylaws
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename1/50638/2011_Bylaws_Approved_9_24.11.pdf

³¹ NGB Compliance Protocol of the USOC – Attachment A
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/46084/NGB_Compliance_Protocol_of_the_USOC_-_Final_2_.pdf

(ア) USOC による NGB のコンプライアンス手続規定³²

I. はじめに

良好なガバナンス、適切なスポーツマネジメントおよび訓練に対する妥当なサポートは、NGB がその義務を履行し、オリンピック・ムーブメントとアメリカの運動選手のために活動するために必要なものである。

テッド・スティーブンスオリンピック・アマチュアスポーツ法 (the Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act) (本法) と USOC の付属定款に規定されているとおり、USOC は、NGB の継続した承認に関連するすべての事項を調査することができ、これには、コンプライアンスのレビューが含まれる。しかしながら USOC のリソースには限界があるため、USOC は、米国内のオリンピック運動全般に最も資するように、そして USOC の使命を果たすために、USOC のリソースが効率的かつ効果的に利用されるようにしなければならない。

バランスをとることの必要性を考慮すれば、USOC は NGB のすべての違反の事例について調査・対処することは不可能である。しかしながら USOC は、コンプライアンス上の懸念とリソースに係る懸念のバランスをとる必要がある。本手順書は、かかるバランスを説明し、NGB のコンプライアンス活動に関する USOC の意図を定めることを目的としている。

II. NGB の要件

NGB の承認要件は、連邦法と USOC の付属定款において以下のとおり定められている。

1. NGB は、承認を受けそして継続して承認されるために、連邦法第 220522 項、第 220523 項、第 220524 項および第 220525 項に定める要件および義務を充足しなければならない。
2. NGB は、オリンピックまたはパンアメリカン競技の NGB として、USOC の会員資格を有するために、USOC 付属定款の第 8.7 条および第 8.8 条に定める要件並びに義務を充足しなければならない。

III. NGB の評価

USOC は、重要なコンプライアンス関連の違反を知った個人に対して、USOC が決定する適切な追跡調査のために、USOC の顧問弁護士事務所に通報頂くことを推奨している。USOC は、本法および付属定款における自らの監督機能に照らし、各コンプライアンス関連の問題につき、誠実な判断をした上で、USOC が適切とみなす方法により対処する権利を留保する。USOC は、USOC が必要と決定するコンプライアンスに係る変更を NGB に要請することがある。NGB のコンプライアンスをより強化することを確保するために、NGB が USOC から資金の支援を受けるために必要な 2 つの要件を、直ちに効力を有するものとして設定する。

1. 各 NGB は、本法および付属定款の規定を遵守していることを毎年証明するものとする。USOC が提出を要求する毎年のコンプライアンス保証書の書式は、添付資料 A (Attachment A) を参照のこと。
2. 各 NGB は、USOC に対して、年間予算、当座予算と現状、および財務状態計算書 (貸借対照表) と活動報告書 (損益計算書) を含む財務諸表 (直近の四半期末日まで) の写しを提供するものとする。NGB はこれらの書類を、NGB が好成績計画 (High Performance Plan) を提出する時、または USOC から要求された時に提出するものとする。

さらに、NGB は、USOC の監査部門が、付属定款第 8.7 条および第 8.8 条に定める会員の要件のコンプライアンス (compliance ; 遵守状況) につき行う調査に関連して情報提供を要求されることがある。

USOC はその裁量によりコンプライアンス調査を行う権利を留保する。特定の NGB につきコンプライアンス調査をいつ実施するか、および調査を行うか否か、または NGB のガバナンスもしくは運営につきコンプライアンスに関連した変更を要求するか、について決定する際に USOC が適用する指針の原則は、調査の実施および/または一定の変更の要求が、スポーツの全体的な重要な利益と NGB によるスポーツの運営に資することになるか否かの判断にある。USOC の目的は、とるにたりない不足に焦点をあてるのではなく、実質的で重大なコンプライアンスの問題に対処することであるものとする。

完全なコンプライアンス調査を開始するか、および/または NGB にコンプライアンス関連の変更が必要かを評価するにあたり、USOC は、以下の点を考慮する。

- a. NGB が効果的な方法により、その全般的な役割をはたしているか。
- b. NGB の会員数の増減。
- c. NGB のえり抜きの運動選手が、最高のレベルの国際競技会で競技を行っているか。
- d. NGB が、財務的に自立しているか。
- e. USOC が受領した運動選手または会員からの苦情数とその類型。
- f. USOC のスタッフ (特に、スポーツ成績、監査、法務および NGB 組織発展部門のスタッフを含むがこれら

³² NGB Compliance Protocol of the USOC

http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/46084/NGB_Compliance_Protocol_of_the_USOC_-_Final__2_.pdf

に限定されない。) および USOC のオンブズマンが提示した問題点。

- g. 問題とされたコンプライアンス違反の重大性。
- h. NGB が、本法および付属定款の遵守を証明しているか。
- i. NGB のコンプライアンスの実績についての過去の評価。
- j. コンプライアンス調査のタイミングが、NGB の次回の試合または国際競技会の準備に悪影響を及ぼすか。
- k. USOC のリソース (時間的な拘束と予算の制約の両方の観点から)。
- l. その時点で注意する必要があるその他のコンプライアンス上の問題。
- m. USOC が関連するとみなすその他の要素。

IV コンプライアンス手続

USOC の CEO は、コンプライアンス上の不正につき、USOC として何らかの措置をとるか否かを最終的に決定する権限を有する。USOC の CEO は、措置をとる場合、どのような措置をとるかを決するものとする。ただし、コンプライアンスの不履行を理由に NGB の証明を取り消す決定をするには、USOC の理事会の決議を得るものとする。

USOC によるコンプライアンス関連の措置には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- ・ USOC と NGB 間のスタッフ同士の話し合いの指示。
- ・ USOC と NGB 間の CEO と ED (エグゼクティブ・ディレクター) 同士の話し合いの実施。
- ・ 一定のコンプライアンス関連の変更を NGB の財政的支援の条件にすること。
- ・ NGB の完全なコンプライアンス調査を実施すること。
- ・ コンプライアンスの不履行を原因として、NGB の証明を取り消すことを USOC の理事会に推奨すること。

コンプライアンス調査にあたり、USOC は以下の手続き手順に従う。

1. USOC の CEO は、常設の会員調査タスクフォース (MRTF : Membership Review Task Force) を任命する。MRTF は USOC の法務、監査、スポーツ成績および NGB 組織発展部門に属する者で構成される。MRTF は検討すべき特定の問題が生じた時にのみ会合を開くものとする。USOC のオンブズマンは、MRTF のリソースとして機能するものとし、適切な場合には会議に参加するものとするが、MRTF の構成員ではあってはならない。
2. コンプライアンス調査が望ましい、またはコンプライアンス関係の変更が NGB にとっての利益になりうるという情報を USOC が認識した場合に MRTF が招集され、MRTF は提示された問題を検討する。そして、MRTF は、
 - a) MRTF にある情報が、更なる調査を要することなくコンプライアンス関連の変更を提案するために十分か、および/または
 - b) コンプライアンス調査を行うか否かについて USOC の CEO に対し、提言をする。
3. コンプライアンス調査を行うにあたり、MRTF は NGB に対し、コンプライアンス調査フォームの記載を要求することができる。さらに MRTF は、MRTF が調査のプロセスに関連すると判断する書類およびその他の資料 (財務情報を含む。) を NGB に要求することができる。また MRTF は、NGB のコンプライアンスに関する情報を有する運動選手、コーチ、NGB 会員またはその他の個人から情報を収集することができる。NGB は調査プロセスに協力する。
4. MRTF と NGB は、調査プロセスの間、最終報告の前に問題を軽減する目的で、コンプライアンスの不履行のリカバリー方法を協議することができる。MRTF は、協議を促進するために、最初の報告書を NGB の検討と考慮のために NGB に提供することができる。
5. 調査完了後、MRTF は提言とともに判明事実について記載した最終報告書を USOC の CEO に対して提出する。報告書の写しは NGB に対しても提供されるものとする。NGB は報告書に対する書面の回答を準備することができ、かかる回答は USOC の CEO に対しても提供される。

USOC の CEO は、完全な調査は必要ではない (またはその時点では保証されない) という決定もすることができ、しかしその代わりに、両者にとって受諾可能なコンプライアンス関連の変更につき合意する目的で、USOC の特定の代理人とコンプライアンスの問題点につき直接に議論をするよう NGB に対し指示をすることができる。USOC の CEO が、コンプライアンス調査の実施の有無にかかわらず、コンプライアンス関連の変更が必要と決定する場合、CEO はその旨を NGB に通知するものとし、コンプライアンス関連の変更の実行について NGB に対する更なる資金支援の条件とすることができる。

(イ) 連邦法の規定 (第 220522 項～第 220525 項) ³³

第 220522 項 資格要件

(a) 総則

アマチュア競技組織は、以下の条件を満たす場合に限り、競技統括団体として承認され、または今後も継続して承認される資格がある。

- (1) 米国またはコロンビア特別区の州法に基づき、アマチュア運動競技の振興を目的とした非営利団体として設立されたこと。
- (2) 自らの責務を計画および実行する管理運営能力と財政能力を有していること。
- (3) 下記を提出すること。
 - (A) 競技統括団体としての承認のための、USOC が必要とするフォームに沿った申請書。
 - (B) 会社定款と付属定款の写し
 - (C) USOC が必要または適切とする追加情報。
- (4) 下記に係る紛争において、USOC の規約および付属定款で変更・規定される米国仲裁協会の商事規則に従って行われる拘束力のある仲裁に服することに同意すること。ただし、競技者諮問委員会および競技統括団体の委員会が、かかる規則の変更に同意しない場合、または USOC の執行役員会がかかる同意を促進できない場合、USOC の理事会の少なくとも 3 分の 2 が、規則の変更を承認しない限り、商事仲裁規則が適用されるものとする。
 - (A) 本編 220529 項に規定される競技統括団体としての承認 (USOC の要求に応じて)
 - (B) USOC または権利を侵害されたアマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者または職員の要求に応じ、アマチュア運動競技大会に、アマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者または職員が参加する機会。
- (5) 競技のガバナンスにつき、下記の点で自立していることを示すこと。
 - (A) ガバナンスのすべての重要事項を独立して決定し、管理していること。
 - (B) 意思決定およびガバナンスの重要事項の管理を委託していないこと。
 - (C) 外部からの抑圧がないこと。
- (6) オリンピック大会またはパンアメリカン競技大会のプログラムに含まれている競技を管轄する国際運動競技連盟のうち会員であるのは一つのみであることを示すこと。
- (7) 承認を申請している競技で活動的な、すべてのアマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者または職員に対して、または承認を申請している競技におけるプログラムを実施しているアマチュア競技団体に対して、あるいはその両方に対して、メンバーシップが開放されていることを示すこと。
- (8) アマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者および職員に対し、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、または国籍による差別なく、アマチュア運動競技大会に出場する平等の機会を付与していること。また、出場資格がない旨を個人に対して言明する前に、アマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者または職員に対して、公正な通知とヒアリングの機会を付与していること。
- (9) 人種、肌の色、宗教、国籍、性別に関係なく選定された委員で構成される理事会またはその他の運営委員会によって運営されていること。ただし、性別によって異なるプログラムがある競技の場合、理事会またはその他の運営委員会が、男女両方の合理的な比率の委員で構成されていること。
- (10) USOC、競技者諮問委員会および競技統括団体が承認したガイドラインに基づき、理事会およびその他の運営委員会が、基準と選出手続きを確立し、議決権を有している会員の中に、承認を申請している競技のアマチュア運動競技大会で活発に活動しているまたは過去 10 年の間に国際アマチュア運動競技大会で米国を代表した個人がいること、かかる組織のガイドラインに対する例外は、USOC によって承認されていること、およびかかる個人が理事会およびその他の運営委員会における議決権の少なくとも 20% を有していることを示すこと。
- (11) 以下のアマチュア運動競技団体に、理事会またはその他の運営委員会において、合理的で直接的な代表を提供していること。
 - (A) 全国的なプログラム、または適用される競技において、国際アマチュア運動競技会で米国を代表するアマチュア運動選手を選出するために適切な熟練度のレベルで定期的に全国アマチュア競技大会を行っているもので、
 - (B) 代表が、アマチュア競技団体のプログラムと競技会の性質、範囲、質および強みを、米国における競技のその他すべてのプログラムと競技との関連で反映していることを保証しているもの
- (12) 役員が、競技統括団体として承認されたその他のアマチュア競技団体の役員でないことを示すこと。

³³ U.S.C Chapter 2205 United States Olympic Committee
<http://www.soccerpark.com/TedStevens.pdf>

- (13) 会員の苦情につき、迅速で公正な解決手続きを提供していること。
- (14) アマチュアという地位、またはオリンピック大会またはパラリンピック大会あるいはパンアメリカン競技大会への出場につき、適切な国際運動競技連盟が設定する基準よりも厳しい資格基準を設定していないこと。
- (15) 組織が競技統括団体として承認されることを申請している場合、当該組織が、本編第 220524 項と第 220525 項で定める競技統括団体に対する義務を履行する用意があることを示すこと。

(b) パラリンピック競技組織の承認

パラリンピック大会のプログラムに含まれる競技につき、USOC は、かかる競技を管理ために、(a) 号において認められている競技統括団体を指定する権限を有する（ただし、かかる指定が可能であり、またかかる指定が競技の最善の利益に資する場合で、かつ、影響を受ける国内管轄団体の承認がある場合に限る）。かかる指定が可能でない場合またはかかる指定が競技の最善の利益に資さない場合、USOC は、かかる競技を管理するために、他のアマチュア運動競技組織をパラリンピック運動競技組織として承認する権限を有する。

ただし、この場合、本章のその他の要件にかかわらず、かかるパラリンピック運動競技組織は、

- (1) USOC が、その裁量により、本章の目標と目的を達成するために適切と決定する要件を遵守し、義務を履行し、また権限を有するものとする。
- (2) USOC の承認を得て、パラリンピック大会のプログラムに含まれる複数の競技を運営することができるものとする。

第 220523 項 競技統括団体の権限

(a) 権限

競技統括団体は、運営する競技につき、以下の事項を行うことができる。

- (1) 適切な国際運動競技連盟で米国を代表すること。
- (2) 国としての目標を設定し、目標の達成を奨励すること。
- (3) 米国のアマチュア競技活動の調整機関としての役目を果たすこと。
- (4) 国際アマチュア運動競技活動にかかわる管轄権を行使すること、米国内で開催される国際アマチュア運動競技会を認可すること、および米国外で開催される国際アマチュア運動競技大会の後援を認可すること。
- (5) 米国内での全国大会および国際アマチュア競技会を含むアマチュア運動競技会を行うこと、および競技会（本編第 220526 項で定めるアマチュア運動競技会を除く）への出場資格の基準を決定する手続きを設定すること。
- (6) USOC に対し、オリンピック大会またはパラリンピック大会あるいはパンアメリカン競技大会で米国を代表する個人およびチームを推薦すること。
- (7) 国際アマチュア運動競技会（オリンピック大会またはパラリンピック大会あるいはパンアメリカン競技大会を除く）で米国を代表する個人およびチームを指定し、適用される国際ルールに従って、かかる個人およびチームのアマチュア資格を証明すること。

(b) 仲裁に基づく競技統括団体の交代

競技統括団体は、特定の競技につき、他のアマチュア運動競技組織が、当該競技につき、USOC の会員として、当該競技統括団体に交代することができると宣言された場合（USOC の組織関連文書に規定される拘束力のある仲裁手続きに従っているものとする）、本項(a)号に定める権限を行使してはならない。

第 220524 項 競技統括団体の一般的な義務

競技統括団体は、運営する競技のために、以下の事項を行うものとする。

- (1) 米国全土で、興味と参加を促進し、代表する人とアマチュア運動競技団体に対して責任を持つこと。
- (2) 他のアマチュア運動競技団体と調整することにより、練習および競技会のスケジュールが重なることを最小限におさえること。
- (3) アマチュア運動選手に政策問題を継続的に伝達し、その政策決定に運動選手の意見を合理的な範囲で反映させること。
- (4) アマチュア運動選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者および役員に対し、競技統括団体、USOC、適切な国際運動競技連盟、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、パンアメリカンスポーツ機構の適用されるルール及びその変更をタイムリーに発信し、広めること。
- (5) アマチュア運動選手が、アマチュア運動競技団体または個人が行う国際アマチュア運動競技会に出場することを許可すること。ただし、競技統括団体が、不許可は、競技会を行うアマチュア運動競技団体または個人が本編 220525 項に定める要件を満たさないことを示す証拠に基づくものであることを立証した場合はこの限りではない。
- (6) 男性と女性の運動選手のための別々のプログラムが全国規模で行われる場合、女性の参加のために公正な

支援と推奨を行うこと。

- (7) 障害者のためのアマチュア運動競技プログラムと障害者のアマチュア運動活動への参加を推奨および支援すること（可能である場合には、健常者ための運動競技プログラムに、障害者が意味のある参加をする機会の拡大を含む）。
- (8) 身体トレーニング、器具の設計、指導および能力分析に関する技術情報を提供・調整すること。
- (9) スポーツ医学とスポーツの安全性の分野の研究、発展および情報の普及を推奨・支援すること。

第 220525 項 アマチュア運動競技会への認可の付与

(a) 迅速な検討と決定

運営する競技につき、競技統括団体は、以下の事項を行うものとする。

- (1) アマチュア運動競技組織または個人が、米国で国際アマチュア運動競技会を開催することまたは米国外の国際アマチュア運動競技会に出場する米国アマチュア運動選手を後援することの認可を申請した場合、かかる申請を検討すること、並びに
- (2) 以下の場合には、認可を付与すること。
 - (A) 国際アマチュア運動競技会の開催または後援が、競技の最善の利益に悪影響を及ぼしうることにつき、競技統括団体が、明確で説得的な証拠に基づく決定をしない場合
 - (B) 本項(a)号の要件を充足している場合

(b) 要件

アマチュア運動競技組織または個人は、以下の条件を充足した場合に限り、本項に基づく認可を付与される。

- (1) 組織または個人は、必要な認可料を競技統括団体に対して支払わなければならない（ただし、合理的で差別的でない料金であること）。
- (2) 組織または個人は、米国内で国際アマチュア運動競技会を開催することの認可につき、以下の事項を行うものとする。
 - (A) かかる団体または個人が実施した類似のイベントがある場合、かかるイベントの監査済みで認証がされた財務報告書を競技統括団体に提出すること。
 - (B) 本号第(4)段落の要件を充足したことを示すこと。
- (3) 組織又は個人は、米国外の国際アマチュア運動競技会に出場する米国アマチュア運動選手を後援することの認可につき、以下の事項を行うものとする。
 - (A) 組織または個人が、米国アマチュア運動選手が国際アマチュア運動競技会に出場することの後援をした直近の海外遠征（行ったことがある場合）の報告書を提出すること。
 - (B) 本号第(4)段落の要件を充足したことを証する国際アマチュア運動競技会を開催する適切な事業体からのレターを提出すること
- (4) 本号第(2)および(3)で言及されている要件は、以下のとおりである。
 - (A) 競技会に参加する運動選手のアマチュアとしての地位とアマチュア運動競技会の出場資格を守るために、適切な措置がとられていること。
 - (B) 競技会中に達成された記録の検証のために、適切な条件が設定されていること。
 - (C) 国際アマチュア運動選手の要件（特に競技会に適用される要件）につき、適切な配慮がなされていること。
 - (D) 競技会が、資格要件を満たした職員よって行われること。
 - (E) 競技会に参加する運動選手に対して、適切な医学的措置が提供されること。
 - (F) 競技会における運動選手と観客の個人の福利のため、適切な安全措置がとられていること。

(ウ) USOC 付属定款 (Bylaws) による規定

第 8.7 条 NGB および PSO (Paralympic Sports Organization) の会員要件

オリンピック、パンアメリカンおよびパラリンピックスポーツ機構は、会員義務を履行し、USOC と良好な関係にある会員であるとみなされるために以下の事項を行うものとする。

- a) 連邦法に定められる NGB または PSO としての責任を果たすこと。
- b) 内国歳入法に基づく非課税の組織として IRS (内国歳入庁) に認識されること
- c) 持続可能な競争力のある能力をのばし、スポーツを促進することにおいて、運動選手をサポートすることができる戦略的な計画を作成すること。
- d) 従業員、会員、理事会および役員用の行動準則を採択すること。
- e) アメリカオリンピック委任会の名前および商標、「オリンピック」、「パラリンピック」および「パンアメリカン」といった用語、これらの派生語並びに象徴的に同等なもの不正使用を阻止することにつき、USOC に協力すること。
- f) 付属定款第 8.8.1 条に定義される指名委員会、または指名委員会が存在しない場合には NGB または PSO の理事会で承認され、その後 USOC で承認された、オリンピック、パラリンピックまたはパンアメリカン競技大会に出場する選手およびチーム職員を公正に選考するための NGB または PSO の手続きを書面で設定すること。
- g) 承認された選考手続きに従って、オリンピック、パラリンピックおよびパンアメリカン競技大会のチーム用の選手を選考する選考プロセス (競技大会の選考会を含む) を行うこと。ただし、NGB または PSO が、まず USOC に対し、選考会を開催することを連絡するかまたは USOC が選考会の開催に同意しない限り、競技大会の選考会を開催してはならない。
- h) オリンピック、パラリンピックおよびパンアメリカン競技大会のための選手およびチーム職員を USOC に推薦すること。
- i) オリンピック、パラリンピックおよびパンアメリカン競技大会の選手のトレーニングを成功させるための計画を作成し、実行すること。
- j) USOC のアンチ・ドーピング政策、並びに同委員会の指定する独立したアンチ・ドーピング組織による薬物テストを実施する政策および手続きを遵守すること。また、アンチ・ドーピングルール違反を裁定すること。なお、これらの手続きの例外は、NGB または PSO が例外の理由を示した後、CEO またはその被指名人が例外の許可をしない限り認められないものとする。
- k) USOC から供給されるリソースに加え、財務的に自立するために、十分な収益をあげるよう積極的に誠実に試みること。
- l) 財務上および運営上の透明性を保ち、会員および USOC に対して説明責任を果たすこと。
- m) 予算を採択し、アメリカ合衆国で一般に認められた会計原則 (GAAP) に従って、正確な会計帳簿を保管すること
- n) USOC が、財務上および経営上の能力につき組織全般にわたる監査を行うことを許可すること。
- o) 完全な IRS Form 990 と監査済の財務諸表 (マネジメント・レターと予算を含む) を毎年提出すること。
- p) 自らのウェブサイト、効力の有する付属定款およびその他の組織書類を掲載すること。
- q) 自らのウェブサイト、直近 3 か年分の IRS Form 990 を掲載すること。
- r) 自らのウェブサイト、直近 3 か年分の財務諸表を掲載すること。
- s) USOC が必要または適切と判断する金額およびリスクマネジメントのための最新の保険を付保し、保険証券を保持すること。
- t) USOC が要求する場合、同委員会が必要または適切とみなす会員およびガバナンス調査を行うために必要なすべてのファイル、記録および職員に対する合理的なアクセスを同委員会に与えること。
- u) USOC の定めるその他の要件を充足すること。

第 8.8 条 NGB 理事会および委員会における選手参加

さらに、オリンピックおよびパンアメリカンスポーツ機構は、会員義務を履行し、USOC と良好な関係にある会員であるとみなされるために、以下に規定される選手参加要件を遵守するものとする。

第 8.8.1 条 理事会および指定委員会における参加

選手代表は、すべての NGB 理事会、執行委員会およびその他の運営委員会並びに付属定款の意味の範囲内で「指定委員会」とされる委員会の少なくとも 20% を占めるものとする。付属定款において、「指定委員会」という用語は、任命および予算委員会、苦情解決の権限を付与されたパネル並びに以下の分野においてプログラムを準備、承認または実行する委員会を意味する。

- a) USOC により NGB に割当てられた資金の支出
- b) 選手、コーチ、管理者およびスポーツスタッフを含む、国際、オリンピック、パラリンピックおよびパンア

メリカン競技大会のチームメンバーの選考

USOC が承認した場合、NGB は、「代表議会」または「理事会」のような特別に大きな意思決定機関において必要なレベルの選手の参加を達成するために、比例または加重投票を使用できるものとする。

第 8.8.2 条 基準

付属定款の第 8.8.1 条に定める NGB 理事会または委員会における選手代表は、以下の基準を満たすものとする。

- a) 選手代表として務めている個人の少なくとも半数が、オリンピック大会またはパンアメリカン競技大会の競技プログラムにある NGB のイベントまたは訓練で競技をしたことがあること。
- b) 選手代表として務めている個人の半数までが、以下のいずれかにおいて競技した可能性があること。
 - (i) オリンピック大会またはパンアメリカン競技会のプログラムにないイベントまたは訓練。ただし、かかるイベントまたは訓練が NGB の IF（国際競技団体）で認められている場合、または定期的に IF の国際競技プログラムに含まれている場合であることを条件とする。
 - (ii) パラリンピック大会またはパラリンピック大会プログラムにあるイベントにおける IPC（国際パラリンピック委員会）が認可する世界選手権
- c) 選任の際、すべての NGB 選手代表は、以下により選手としての資質を示しているものとする。
 1. 選任前の 10 年間に、オリンピック大会、パンアメリカン競技大会またはオペレーション・ゴールドイベントまたは競技の選考プロセスが NGB によって管理された NGB の IF が認可した世界選手権、あるいはチームスポーツの場合、NGB の IF が認可した国際的な選手権で、米国を代表したことがあること。
 2. 選任前の 24 か月において、NGB の全国大会または(1)号または(2)号で概要が示されているイベントのチーム選考競技会で上位半分の成績をあげることに、積極的にアマチュア競技会に参加していることを示したこと、またはチームのスポーツの場合、NGB のナショナル・チームのメンバーだったこと。本第 8.8.2 条 b(ii)に概要が示される基準の目的においてのみ、選任前の 10 年間に、パラリンピック大会またはパラリンピック大会のプログラムにあるイベントにおける IPC が認可した世界選手権で米国を代表したこと。

選手代表は、年齢制限の分類（一般的には、「ジュニア」、「マスター」、「シニア」、「ベテラン」その他類似の指定された年齢制限のある競技会として知られている）で参加者を分けるイベントから選ばれてはならないものとする。本条は、IOC または IF が年齢制限を設定したイベントで競技をしたが、そうでなければ本第 8.8.2 条の基準を満たす選手を資格から排除するものではない。

第 8.8.3 条 その他の委員会における参加

選手代表は、指定委員会ではない NGB 委員会の少なくとも 20% を占めるものとする。ただし、「選手代表」としての資格は、以下のとおり決定される。

- a) 選手代表として務めている個人の少なくとも半数が、オリンピック大会またはパンアメリカン競技大会の競技プログラムにある NGB のイベントまたは訓練で競技をしたことがあること。
- b) 選手代表を務めている個人の半数までが、以下のいずれかにおいて競技した可能性があること。
 - (i) オリンピックまたはパンアメリカン競技会のプログラムにないイベントまたは訓練。ただし、かかるイベントまたは訓練が、NGB の IF で認められている場合または定期的に IF の国際競技プログラムに含まれていることを条件とする。
 - (ii) パラリンピック大会またはパラリンピック大会プログラムにあるイベントにおける IPC が認可する世界選手権
- c) 選任の際、本第 8.8.3 条におけるすべての NGB 選手代表は、以下により選手としての資質を示しているものとする。
 1. 選任前の 10 年間に、オリンピック大会、パンアメリカン競技大会またはオペレーション・ゴールドイベント、あるいは競技の選考プロセスが NGB によって管理された NGB の IF が認可した世界選手権、またはチームスポーツの場合、NGB の IF が認可した国際的な選手権、あるいはパラリンピック大会またはパラリンピック大会プログラムにあるイベントにおける IPC が認可した世界選手権で、米国を代表したことがあること。
 2. 選任前の 24 か月において、積極的にアマチュア競技会に参加していることを示したこと、
 3. 本第 8.8.2 条 b(ii)に概要が示される基準の目的においてのみ、選任前の 10 年間に、パラリンピック大会またはパラリンピック大会のプログラムにあるイベントにおける IPC が認可した世界選手権で米国を代表したこと。

選手代表は、年齢制限の分類（一般的には「マスター」「シニア」「ベテラン」その他類似の指定された年齢

第1章 米国

制限のある競技会として知られている)で参加者を分けるイベントから選ばれてはならないものとする。本条は、IOCまたはIFが年齢制限を設定したイベントで競技をした、または付属定款第8.8.2条または第8.8.3条の基準を満たす選手について、資格から排除するものではない。

第8.8.4条 高基準の許容

NGBは、自らの選手代表の基準を、付属定款8.8.2条および8.8.3条に定める基準よりも高く設定することができる。ただし、かかる基準は連邦法または付属定款の規定と矛盾しないものとする。

第8.8.5条 選手による直接選出

NGBの理事会、執行委員会および付属定款8.8.1条で定義されるその他の運営委員会の選手代表は、付属定款8.8.2条の基準を満たす選手によって直接に選出されるものとする。

その他のすべてのNGB委員会およびタスクフォースの選手代表は、付属定款8.8.3条に定める基準を満たす選手または選手の代表者の同意を得て、NGBによって選ばれるものとする。

第8.8.6条 検討申請書

NGBは、検討申請書(「申請書」)をCEOに提出することができる。申請書には以下の事項が規定されるものとする。

- a) なぜNGBが第8.8条の要件を充足できないと判断するのかについての理由。
- b) 第8.8条の遵守についてのNGBの提案する代替プラン。かかるプランは、付属定款第8.8.2条および第8.8.3条に定める基準を、必要な20%の選手参加の達成に必要な限度においてのみ広げているものとする。

申請書がCEOによって承認された場合、本8.8条の規定が適用されるものとする。NGBは、申請書に対するCEOの決定につき、AAC議長が任命する個人1名、NGB総務会長が任命する個人1名およびCEOが任命する個人3名で構成されるパネルに対して不服申し立てをすることができる。

(3) 仕組みの効果

USOC（米国オリンピック委員会）による NGB（競技統括団体）の認定スキームの特徴および NGB のガバナンス強化に与える効果について整理する。

NGB は IRS（内国歳入庁）が認定した非営利団体であることが前提要件であり、IRS により非営利団体の認定を受けるためには、団体の運営状況、健全な財務管理、理事会の適切な運営等のガバナンスがなされていることが要件とされている³⁴。また、NGB の設置は各州の会社法等を根拠とし、州による規制・監視の対象となっている。

したがって、NGB の認定は独立機関である USOC が連邦法を根拠として実施するものであるが、IRS と州当局により法人の適切性が認められていることを前提条件とすることで、認定開始段階で既にダブルチェックが働いているということになる。

USOC が NGB に提出を求めるコンプライアンス保証書、およびコンプライアンスレビューのプロセスの根拠となる連邦法・USOC 定款（Bylaws）には、理事会役員を選任手続の透明性・適切性に関して特段要求する項目が含まれておらず、理事会または委員会においてアスリートの参画が 20%以上を占めることを要求しているだけである。これは、IRS が NGB の非営利団体認定について毎年レビューを行う際に既に高基準のチェックがなされ、当該団体が法令と関連規則を遵守して内部統制にかかる諸規則を定めていることが確認されているからであり、USOC はコンプライアンス保証書に署名させ財務書類をチェックするだけで一定水準のガバナンスが行われていることを高次に推論することが可能だからこそ機能し得る仕組みと言える。

USOC は NGB に連邦政府の補助金を交付する機関でもあるが、NGB の認定は補助金の交付を約束するものではなく、あくまでも NGB の国際競技大会におけるプレゼンスとメダル獲得による国威への貢献成果またはその期待度が補助金交付の重要なポイントとなっている。USOC からの補助金に頼らずとも運営可能な NGB もあれば、補助金頼みの NGB も存在する。しかしいずれであっても、NGB であることは IF（国際競技団体）として国際大会に出場する前提となるものであることから、NGB は認定を受けた後も USOC の厳しい監督下に置かれている。

USOC の本部所在地であるコロラドスプリングスの地方新聞 The Gazette 紙による 2006 年 6 月の報道によれば、USOC が NGB の認定取消処分に至らないまでも、数々の問題解決のために規制機関として対処したことが過去にあったことが判明している³⁵。

以下はその例である。

- ・近代五種の NGB は財政悪化により破産の危機に際したために USOC に救済を求めた
- ・ハンドボールの NGB は 1996 年以来国際試合に出場しておらず、内部抗争と不適切な財務運営を行っていたため USOC による処分を受けた。

³⁴ 本報告書「第6章 非営利団体におけるガバナンス強化の仕組み（2）米国における非営利団体のガバナンス強化の仕組み」を参照

³⁵ The Gazette “USOC taking control of NGBs” 2006.6.23
<http://www.gazette.com/sports/usoc-2403-federation-federations.html>

- ・ボクシングの NGB は財政悪化と役員の内部抗争で揉めていたため、過去 13 年間トップに居続けたエグゼクティブ・ディレクターを更迭し、後任に USOC から暫定リーダーが派遣された。
- ・スピードスケートの NGB は ADT 社と Qwest 社の 2 社を主要スポンサーとしていたが、スポンサー契約更新交渉が不首尾に終わり年間予算の 4 分の 1 に相当する 70 万ドルが減少することになったうえ、2006 年トリノオリンピック大会で合計 5 個の金メダルを獲得したトップ選手 2 名がスポンサーと揉めたため、NGB から離れて練習を行なわざるを得なかった。
- ・ボブスレー&スケルトンの NGB は 2006 年に USOC から 25 万ドルの強化費を受け取りながら代表選手に配分していなかったという不祥事が発覚し、主要スポンサーであった通信会社の Verizon がスポンサーを降りた。そのため USOC は複数のスタッフを 12~18 か月間にわたって派遣し、同団体のガバナンスの再構築をはかり、業務改善計画の策定に関与した。
- ・テコンドーの NGB は 2004 年に USOC から財務運営が不適切であることを指摘され、業務改善計画の提出を行わなければ認定取消処分する旨要求された。

しかしながら、2006 年以降における NGB45 団体のガバナンス不足に関する問題で公表されたものは、陸上の NGB である USATF (米国陸上競技連盟) が USOC より役員数が多すぎることを指摘されたことを受けて同年 12 月までに 31 名から 15 名に役員数を削減した出来事を除いては、事例が確認されていない。このことから、USOC による NGB の認定スキームと監督体制が NGB のガバナンス強化を概ね効果的に機能させていると推察できるものと考えられる。

【参考情報】

USOC は 2011 年 4 月下旬、NGB を対象にベストプラクティスセミナー（2011 Best Practice Seminar）を実施した。同セミナーには NGB45 団体から主要スタッフおよび法律顧問が USOC の本拠地であるコロラドスプリングスに集結し、2 日間にわたって開催されたセッションに参加している。

当セミナーでは、ガバナンスが一番目のセッショントピックとして取り上げられている。USOC が NGB のガバナンスを認定スキームのみで事務的にグリップするのではなく、建設的でソフトなガバナンス強化にかかる啓発活動を通じて相互のコミュニケーションを取ろうと努めていることが見て取れる。

また、各セッションで配布された資料は USOC のウェブサイト にすべて公開されており、NGB 関係者のみならず誰でも常時参照できるように配慮されている点も注目に値する³⁶。

図表-1-6 2011 年 4 月に USOC が NGB を対象に開催したセミナーのアジェンダ³⁷

日時	セッション内容	配布資料
2011 年 4 月 25 日 (月)		
16:00～ 18:00	USOC 主催のレセプション、スコット・ブラックマン CEO によるスピーチ	
2011 年 4 月 26 日 (火)		
8:15～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的なガバナンスの諸原則 【トピック】 ・NGB の付属定款とベストプラクティス ・理事会の構成 ・アスリートの理事会への参画 ・ガバナンスの多様性 ・独立したディレクター vs. 選挙（指名）権を持つグループ ・理事会付設の委員会 ・理事会の役員選出手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NGB Governance Guidelines ・ Generic Bylaws ・ Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act (“Act”) ・ USOC Bylaws ・ Steve Johnson Presentation (Cycling) ・ Kae Rader Presentation (Rader Consulting)
9:30～ 10:30	<ul style="list-style-type: none"> ●NGB による法の遵守 ・ 【トピック】 ・最近における USOC のコンプライアンス原則 ・USOC による監査の方法と目的 ・“Protected Competition”の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ USOC Compliance Protocol ・ Governance and Related Topics - 501(c)(3) Organizations ・ IRS Withholding Tax on Non-Resident Aliens and Entities ・ USOC Bylaws Excerpt
10:45～ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●代表選手選考の手續と基準 ・ 【トピック】 ・代表選手選考手續規程 ・チーム選考ワーキンググループ (TSWG) のレビュープロセス ・代表選手選考にかかる諸問題 ・新しい競技スタッフ認定方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TSWG Manual and TSWG Forms ・ USOC Accreditation Philosophy and Strategy ・ Steven B. Smith Presentation (HRO)
13:30～ 14:30	<ul style="list-style-type: none"> ●アメリカ仲裁協会 (AAA) ・ 【トピック】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ AAA Commercial Rules ・ AAA Modified Rules for Doping Cases

³⁶ 2011 NGB Best Practice Seminar April 26 & 27, 2011 Colorado Springs, CO
<http://www.teamusa.org/legal/2011-ngb-best-practices-seminar>

³⁷ NGB Best Practice Seminar Agenda
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/42478/NGB_BP_SEMINAR_AGENDA.pdf

第1章 米国

日時	セッション内容	配布資料
	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理のプロセス ・仲裁機関が用いる方法 ・AAA 活動のベストプラクティス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Award/Order of Arbitrator on Specific Cases ・ Due Process Checklist ・ John Ruger Presentation (USOC)
14:30～ 15:30	<ul style="list-style-type: none"> ●NGB 内部におけるアスリートの参画 ・【トピック】 ・20%ルール of 全委員会に対する適用 ・アスリートの定義 ・サードレベル、マスターズ、オリンピック大会以外など、厳格な適用を必要としないもの ・ハイパフォーマンスプランの推進におけるアスリートの役割 ・NGB の方針の推進におけるアスリートの役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ USOC Bylaws, Section 8.8 ・ John Ruger Presentation (USOC) ・ Gary Johansen Presentation (USOC)
15:45 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練環境の安全確保 ・安全な訓練環境の構築 ・USOC による訓練環境チェック方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Safe Training Environments Report ・ USOC Coaching Ethics Code ・ Swimming Documents ・ Nina Kemmpel Presentation (Coraggio) ・ Malia Arrington Presentation (USOC) ・ Susan Woessner Presentation (Swimming) ・ Dan Malasky Presentation (Tennis)
2011 年 4 月 27 日 (水)		
8:00～ 8:45	<ul style="list-style-type: none"> ●紛争解決手段としての仲介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Law Review Article
8:45～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクマネジメント ・【トピック】 ・リスクマネジメントの重要性 ・NGB を守るために (保険) ・次善の安全策とクレーム防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Insurance Requirements for NGBs ・ Behavioral Control ・ Volunteer Wavier ・ Sonja Keating Presentation (Equestrian) ・ Mike Price Presentation (ESIX)
9:45～ 10:30	<ul style="list-style-type: none"> ●USDA/WADA の競技外ドーピング検査方針 ・【トピック】 ・対象者、場所、理由 ・2012 年 WADA 規則の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ USADA - NGB Best Practices Review ・ USADA Testing Policy ・ USADA Athlete Handbook ・ USADA TUE Policy ・ USADA Whereabouts Policy ・ USOC Anti-Doping Policy ・ Bill Bock Presentation (USADA)
10:30～ 11:30	<ul style="list-style-type: none"> ●NGB によるアスリートとの取決め事項 ・【トピック】 ・商行為の範囲と定義 ・一般的なアスリートとの取決めのある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Clarification of Commercial Policies of NGBs 2005 ・ US Ski Team Membership Agreement 2011-2012 ・ Swimming Athlete Partnership Manual ・ Chris Ramsey Presentation (Water Polo)
11:30～ 12:00	オープンフォーラム、質疑応答セッション	

3. 参考文献

- Ken Foster (2012) “Is There a Global Sports Law?” ASSER International Sports Law Series, 2012, pp.35-52
- John J. MacAloon (2011) “Scandal and governance: inside and outside the IOC 2000 Commission” Sport in Society: Cultures, Commerce, Media, Politics, Volume 14, Issue 3, 2011, pp.292-308
- USOC (2011) “MSO Factsheet 2011”
http://s3.assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/43518/MSO_2011_Fact_Sheet.pdf?1306345708%20.
- Grenn M. Wong (2011) “Essential of Sports Law, Fourth Edition” Praeger Pub
- Daniel Gandert and Harry Epstein (2011) The court’s yellow card for the United States Soccer Federation: A case for implied antitrust immunity” Wall Street Journal,
<http://lexopus.yiil.org/lexopus/works/1248-1.pdf>
- USOC (2011) Annual Report
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/48899/USOC_2010_Annual_Report_final_low_rez.pdf
- USOC (2011) “USOC Bylaws, Effective as of September 24,2011”
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename1/50638/2011_Bylaws_Approved_9.24.11.pdf
- USOC (2010) “2010 Form 990”
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/43052/USOC_-_PUBLIC_DISCLOSURE_COPY_990_10.PDF
- USTA (2010) “Consolidated Financial Statements 2010 and 2009”
<http://assets.usta.com/assets/1/15/USTA121009-Association.pdf>
- USA Baseball (2010) “Financial Statements 2010”
http://www.usabaseball.com/downloads/2010/2010_combined_financials.pdf
- USA Team Handball (2010) “Financial Statements June 30, 2010”
http://assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/47186/2009-2010_USATH_Audited_Financial_Statements.pdf
- Kiki Kaplanidou and Kostas Karadakis (2010) “Understanding the Legacies of a Host Olympic City: The Case of the 2010 Vancouver Olympic Games” Sport Marketing Quarterly, 2010, 19, pp.110-117
http://www.glion.edu/common/document/library/Olympics_-_understanding_the_legacies_Vancouver.pdf
- United States Bowling Congress, Inc. (2010) “Financial Statements July 31, 2010 and 2009”
http://usbcongress.http.internapcdn.net/usbcongress/bowl/aboutusbc/pdfs/usbc_2009_2010_financial-statement-final.pdf
- Bosscher, et.al (2010) “Developing a method for comparing the elite sport systems and policies of nations: a mixed research methods approach” Journal of sport Management, Volume: 24, Issue: 5 (2010), pp.567-600
- Joseph M. Turrini (2010) “The End of Amateurism in American Track and Field” University of Illinois
- Matthew Mitten (2009) “Sports Law and Regulation” Aspen Publishers, Inc
- USOC (2005) “USOC National Governing Bodies’ Council Bylaws”
http://assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/14972/NGBC_Bylaws.pdf
- USOC “Appendix 1 - NGB Compliance Protocol of the USOC”
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/46084/NGB_Compliance_Protocol_of_the_USOC_-_Final_2_.pdf

第1章 米国